

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	技術・建設 業課	令和5・6年度 建設工事入札 参加資格審査 に関する建設 行政情報シス テム改修業務 委託契約	令和4年 12月13日	9,313,700	富士通Japan(株)沖縄支 社	沖縄県那覇市久茂地1- 12-12ニッセイ那覇セン タービル14階	第167条の2 第1項第2号	本業務は、制度改正に伴うシステムの改修を行 うものであり、業務を円滑に行うためには、シス テムの構築及び運用を行っている事業者であ る富士通Japan(株)に委託する必要があるた め、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
2	河川課	河川情報シス テム保守点検 業務委託(R4- 1)	2022/10/ 5	3,113,000	沖縄パナソニック特機 株式会社	沖縄県那覇市西2-15-1	令第167条 の2第1項第 2号	本業務は、沖縄県河川情報システムのうち、 河川監視カメラシステム及び簡易警報装置の 保守点検を行う業務である。 当該システムは、浸水被害の恐れのある県内 主要河川において雨量、水位等の河川情報を 収集、分析し、関係機関や沿川住民に迅速に 伝達することにより水防活動や沿川住民の避 難対策の支援に資することを目的としているこ とから、河川管理及び水防業務を遂行する上 で特に重要である。 本業務は、既存のシステムと密接不可分な関 係にあること、システム導入者がプログラムの 開示をしていないことにより、設置した者にシ ステムや設備の改修等を履行させなければ、円 滑な運用に支障が生じること、障害発生時に責 任の所在が不明確となる恐れがあることから、 システム導入者である沖縄パナソニック特機株 式会社と随意契約とした。	特命随意 契約
3	都市計画・ モノレール 課	令和4年度沖 縄県都市計画 基礎調査・検討 業務	令和4年 12月8日	41,987,000	(株)中央建設コンサル タント・日本都市技術(株)沖 縄支店共同企業体 ①株式会社 中央建設コ ンサルタント ②日本都市技術株式会 社沖縄支店	①沖縄県浦添市宮城5丁 目12番11号 ②沖縄県浦添市牧港5丁 目6番8号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ 3社から応募があった。企画提案内容等を選定 委員会において審査したところ、左の社の提案 は当該業務の履行に最も適したものとして特定 されたことから、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
4	都市計画・ モノレール 課	てだこ浦西駅 パークアンドラ イド駐車場精算 機改修業務	令和4年 12月2日	1,216,600	三菱プレジジョン株式会 社	東京都港区港南1-6- 41	第167条の2 第1項第2号	当駐車場の精算機は三菱プレジジョン株式会 社の製品であり、今回の改修に必要な部品は 他社では調達できないこと、また他社の改修に よる故障及び損傷は保守範囲の対象外であ り、性能保証が得られないため、故障した場 合、修繕不能になる可能性があることから、契 約の相手方として選定した。	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
5	都市公園課	御茶屋御殿事業化可能性検討調査業務(R4)	令和4年11月18日	4,972,000	株式会社 国建	沖縄県那覇市久茂地1-220	第167条の2第1項第2号	本業務は、御茶屋御殿の復元に向けた事業手法等の検討を行うものであり、関係する技術力や企画力等の能力を有する業者を選定する必要があるため、企画提案コンペを実施し、契約候補者を選定するものである。	特命随意契約
6	住宅課	建物明渡等請求訴訟業務委託	令和4年11月1日	1,540,000	弁護士法人 当山法律事務所	沖縄県那覇市松尾2丁目16番52号 松尾公園テミスビル4階	第167条の2第1項第2号	本業務は訴訟にあたり委任弁護士が県全域の管轄裁判所に出廷しなければならないため、即座に対応できる組織体制、資料要求等への迅速な対応や公営住宅の訴訟業務の実績・経験年数等が必要となる。 これらの条件を満たす契約相手方として、当該法律事務所と契約を締結したものである。	特命随意契約
7	施設建築課	名護高校附属桜中学校校舎等新設工事監理業務	令和4年10月28日	3,683,000	(株)二基設計・(有)結設計・(資)環境設計無限 設計共同体 ①株式会社 二基設計 ②有限会社 結設計 ③合資会社 環境設計無限	①沖縄県沖縄市池原4丁目1番30号 ②沖縄県名護市宮里三丁目29番15号 ③沖縄県沖縄市諸見里三丁目17番5号	第167条の2第1項第2号	本業務の対象となる工事は、軽量鉄骨造平屋建ての校舎の新設工事と、既設校舎の1階ピロティ部分の改修工事であり、令和5年度4月の開校に向けて3月中に工事を完了させる必要がある。 校舎新設工事については、工事着手前に請負業者がプレハブメーカーを選定し、詳細の寸法等の決定後に建築基準法の計画通知をし、速やかに建築主事の確認を受ける必要がある。また、改修工事施工中には設計段階の目視調査では把握できなかった事項が発生する可能性があり、迅速な対応が求められている。 4月開校に向けて工期延長が極めて難しいことから、計画通り工事を進めるには現場の状況に特に精通した者が工事監理を行う必要があるが、左記相手方は、本工事の設計業務を担当しており、施設管理者との調整及び現場調査等により既存建物の状況等に特に精通していることから、現場で発生する様々な課題に対して、的確かつ迅速に対応が可能で、工事の円滑な進捗が図られるものと思慮された。 以上のことから、業務内容の特殊性により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び沖縄県財務規則139条ただし書きの規定に該当するものとして、左記相手方を随意契約の相手方とした。	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
8	施設建築課	奥武山水泳 プール(25m) 補修工事監理 業務	令和4年 11月1日	1,430,000	有限会社 明和設計	沖縄県那覇市字国場 1175-4	第167条の2 第1項第2号	<p>工事監理の対象となる工事内容は、既存水泳場の屋根トラス及び床タイルの補修工事を行うものである。</p> <p>当該工事は、設計段階において把握できなかった劣化箇所が出現する可能性が高く、現場の状況を確認しながら工事を進める必要があり、設計段階では予期しえぬ事態が発生した場合に対する工法検討等において適切な対応が求められている。</p> <p>また、対象となる施設は、このような構造的な劣化状況への対応に加え、オンシーズン前の年度内に工事を完了しなければならないという構造上、施設上の制約がある。</p> <p>当該工事の修正設計業務については左記相手方が行い、令和4年7月に完了している。左記相手方は、設計業務・現場調査をとおり、施設管理者の要望及び現場調査による施設の劣化状況を把握しており、補修工事における不測の事態に迅速に対応でき、工事の確実かつ円滑な進行が図れるものと思慮された。</p> <p>以上のことから、業務内容の特殊性により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び沖縄県財務規則139条ただし書きの規定に該当するものとして、左記相手方を随意契約の相手方とした。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
9	施設建築課	県営古波蔵市街地住宅外壁等改修工事(第1期)監理業務	令和4年11月9日	1,578,500	てい一だ建築設計室合同会社	沖縄県糸満市字賀数79	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務の対象となる工事は、外壁補修及び塗装等の改修を行うものであり、設計段階において把握できない不可視部分の劣化箇所が出現する可能性が高く、現場の状況(外壁・柱・梁等の構造躯体の劣化の度合い等)を確認しながら工事を進めるため、これに対する工法検討等において適切な対応が必要となっている。</p> <p>また、入居者が生活しながらの工事という制約があり、不測の事態が発生した場合は、工事に関する詳細な説明等、迅速かつ適切な対応が求められている。</p> <p>このように、施設を使用しながら不確定な劣化状況を把握し、年度内に工事を完了しなければならない、構造上・施設上の制約がある工事である。</p> <p>対象工事に係る設計業務、修正設計業務及び施設調査は左記相手方が受注しており、左記相手方は、業務をとおして、施設管理者からの要望や現場調査による施設の劣化状況に精通しており、当該工事における不測の事態に迅速に対応でき、確実かつ円滑な進捗が図られるものと思慮された。</p> <p>以上のことから、業務内容の特殊性により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び沖縄県財務規則139条ただし書きの規定に該当するものとして、左記相手方を随意契約の相手方とした。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
10	施設建築課	沖縄県立芸術大学奏楽堂舞台音響・映像設備改修工事監理業務	令和4年 11月10日	1,342,000	株式会社 設備研究所	沖縄県那覇市若狭1-3-2	第167条の2 第1項第2号	<p>本工事監理業務の対象となる工事内容は、沖縄県立芸術大学の敷地内にある奏楽堂の舞台音響及び舞台映像設備の全面的な更新工事である。</p> <p>当該施設は例年授業等で年間200日程度使用され、授業等に支障が出ないように夏期休業期間中に更新工事を行うことが求められている。また、当該工事の主要機器は受注製作品であり納期に長期間を要するが、機器の発注遅れが工事の全体的な遅れに直結するため、発注後は設計図書の精査及び現場調査等を迅速に行い機器の発注する必要がある。</p> <p>なお、当該工事の設計は、目視で確認できる範囲で行っており、施工中、新たな事項が確認された場合には、迅速な対応が必要となる。</p> <p>このように施設上の制約が大きく、限られた工期内で工事を遂行するためにも、効率的な工程管理・調整が求められ、不測の事態に迅速に対応するには、現場の状況に精通している必要があるが、左記相手方は、設計業務を担当しており、調整、現場調査及び計画の決定に至る過程及び設計図書等の内容も熟知しており、工事の確実かつ円滑な進行が図られるものと思慮された。</p> <p>以上のことから、業務内容の特殊性により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び沖縄県財務規則139条ただし書きの規定に該当するものとして、左記相手方を随意契約の相手方とした。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
11	施設建築課	宜野湾警察署 新庁舎改築工 事設計意図伝 達業務	令和4年 12月14日	14,300,000	(株)宮平設計・(株)かみも り設計・(有)ティ・エムエン 지니어設計共同体 ①株式会社 宮平設計 ②株式会社 かみもり設 計 ③有限会社 ティ・エムエ ン지니어	①沖縄県那覇市首里山 川町三丁目61番9号 ②沖縄県浦添市宮城6丁 目6番9号 ③沖縄県宜野湾市字宇 地泊616番地	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務は、宜野湾警察署新庁舎改築工事の実施設計において実施した当該施設の設計意図を工事受注者等に正確に伝える業務である。</p> <p>設計意図伝達業務とは、設計者以外に知り得ない設計意図のうち、設計図書のみでは表現することができないことについて、工事施工段階において工事受注者等に正確に伝えるためのもの、設計業務における成果図書等に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う業務である。(H31-告示第98号 別添第一,三)</p> <p>したがって、本業務の性質上、契約を履行できる者は当該施設の実施設計担当者となる。</p> <p>宜野湾警察署新庁舎改築工事の実施設計業務は、令和3年度に一般競争入札により「宜野湾警察署新庁舎実施設計業務」として上記相手方が受注しており、令和4年3月に完了している。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び沖縄県財務規則139条ただし書きの規定に該当するものとして、左記相手方を随意契約の相手方とした。</p>	特命随意契約
12	施設建築課	浦添職能渡り廊 下改築工事	令和4年 12月15日	10,978,000	株式会社 大修建設	沖縄県浦添市城間1丁目 29番7号	第167条の2 第1項第8号	<p>本工事は、以下のとおり、入札不調となった経緯がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年9月8日 指名競争入札 2者以上の応札がないため、入札取りやめ(1者応札)</li> <li>・11月9日 一般競争入札 応札者がいないため、入札取りやめ(応札者なし)</li> </ul> <p>このように、再度の入札に付し落札者がいなかったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき指名競争入札で応札を行った左記業者を随意契約の相手方とした。</p>	特命随意契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
13	施設建築課	県立武道館修繕工事設計業務	令和4年 12月16日	3,960,000	有限会社 設計集団閃	沖縄県那覇市泊2丁目1番地の10	第167条の2 第1項第2号	<p>本業務の対象となる沖縄県立武道館改修工事は、外壁改修および屋根等の防水工事を行うものである。</p> <p>対象施設は平成29年度に屋根防水改修工事(錬成道場)を実施しているが、現在も施設には不具合(漏水を含む)が見られる。対象施設の屋根部分の納まりが複雑であることや、屋根部分にチタンダル仕上げを使用していることなど原因と考えられるが、その特定が難しく、構造等に制約がある施設といえる。</p> <p>左記相手方は、平成9年に竣工された対象施設新築設計業務を担当した3社JV内1社であり、これまでの改修工事にもアドバイザーとして従事するなどの実績がある。当該施設の制約についても熟知していることから、現場調査における不測の事態や修繕工法の検討等に迅速かつ適切に対応できるものと考えられた。</p> <p>よって、業務内容に特殊性があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び沖縄県財務規則139条ただし書きの規定に該当するものとして、左記相手方を随意契約の相手方とした。</p>	特命随意契約
14	施設建築課	高度衛生管理型荷捌施設外構工事	令和4年 12月22日	2,200,000	株式会社 基土木	沖縄県沖縄市字登川2989番地	第167条の2 第1項第8号	<p>本工事は、令和4年8月24日に指名競争入札を実施したが、予定価格の範囲内で応札者がなく不落となったため、9月28日に一般競争入札を実施したが、応札者がなく不調となった。さらに11月11日に再度一般競争入札を実施したが、落札者がいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約を行った。</p> <p>なお、1回目の入札時における入札者に対し、見積書の提出を依頼したが、対応困難である旨回答があったため、随意契約の相手方は、高度衛生管理型荷捌施設の建築工事を行った者及び関連施設の建築工事を行っている者の3者による見積もり合わせを行い、相手方とした。</p>	

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
15	施設建築課	令和4年度 金属製建具工事費特別調査業務	令和4年12月27日	990,000	一般社団法人 経済調査会 沖縄支部	沖縄県那覇市久米2丁目2番20号	第167条の2第1項第2号	<p>本委託業務は、施設建築課が発注する開邦高校改築工事(第2期・建築)における、金属製建具の価格調査を行う業務である。</p> <p>アルミサッシの単価は、左記業者等が発行する「積算資料」に沖縄県単価の掲載があるが、公共建築物が求める仕様に適合していないため、専門業者からの見積もり対応を行っている。</p> <p>今回の調査対象建築物も専門業者からの見積もりを徴収済みであるが、特別調査を行うことにより、市場の適正価格の把握と、専門業者の見積価格との比較検討を行うことで今後の設計単価の基礎資料とするものである。</p> <p>市場単価調査には、特殊の技術や知識を要するため、建築単価の刊行物を発刊している業者でなければ対応が困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものと思慮され、刊行物を発刊する2者から見積もりを徴収し、左記、相手方と随意契約を行った。</p>	
16	北部土木事務所	源河川河川応急処理業務委託(R4-1)	令和4年10月13日	3,960,000	(株)宮太組	沖縄県国頭郡大宜味村字塩屋62-3	第167条の2第1項第5号	<p>本業務は、集中豪雨により浸食を受けた源河川河岸の応急処理業務委託であり、河道が著しく変化して畑等への被害を及ぼしたことから、早急な処理が必要とされたものである。</p> <p>このため、これまで応急処理業務の受注実績を有する業者と同一河川の業務を受注している業者の2者を選定し見積書を徴取した結果、左記業者と契約となった。</p>	
17	北部土木事務所	源河川河川応急処理業務委託(R4-2)	令和4年10月13日	2,474,850	(株)まるくに	沖縄県名護市宇屋部1694番地1	第167条の2第1項第5号	<p>本業務は、集中豪雨により基礎の一部が沈下した源河護岸の応急処理業務委託であり、さらなる護岸の倒壊により、護岸背後の民地への影響が懸念されたことから、早急な処理が必要とされたものである。</p> <p>このため、これまで応急処理業務の受注実績を有する業者と同一河川の業務を受注している業者の2者を選定し見積書を徴取した結果、左記業者と契約となった。</p>	

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
18	下地島空 港管理事 務所	下地島空港灯 火・電力監視制 御装置保守業 務委託(R4)	令和4年 11月24日	4,180,000	東芝インフラシステムズ (株)	沖縄県那覇市久茂地1- 7-1 琉球リース総合ビ ル12F	第167条の2 第1項第2号	当空港に設置されている(株)東芝製の灯火・ 電力監視制御装置は、(株)東芝独自のハード ウェア及びソフトウェアプログラムで構成された 装置である。 東芝インフラシステムズ(株)は(株)東芝より 機器の製造や保守点検サービスの事業を継承 した会社であり、当該設備の保守点検が可能 なのは東芝インフラシステムズ(株)のみである。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に基づき、東芝インフラシステムズ沖繩支 店を指名し、随意契約による契約を締結した。	特命随意 契約
19	下地島空 港管理事 務所	下地島空港警 備業務委託(R 4)	令和4年 12月1日	1,732,720	宮古ビル管理(株)	沖縄県宮古島市平良字 下里108-11 平良港ター ミナルビル4F	第167条の2 第1項第5号	空港内のセキュリティの維持と空港関係者の 安全確保を目的に空港保安警備に係る業務委 託契約を令和4年3月11日付で下地島空港施 設株式会社と締結しており、当該業者の警備業 法第4条に基づく認定期間が令和4年12月4日 (日)までであるが、警備業法第7条第1項に基 づく許可更新申請を未実施だった。 ※なお、当該業者の警備業法第4条に基づく 許可申請の事務手続きは1ヶ月程度で完了済 みであり、許可後は以前と同様に警備業法に 基づく警備業務を実施可能である。 当空港の警備業務については、空港の安全 な運用及び機能維持を確保するために365日 絶え間なく実施する必要がある、また下地島空 港施設株式会社から警備業法第7条第1項に 基づく許可更新申請を未実施だったとの報告を 受けたのが令和4年11月24日(木)で当所の事 務手続き(設計書作成、執行伺い作成、業者へ の見積書依頼等)や見積依頼を受けた業者の 見積書作成日数を考慮すると、競争入札の事 務手続きをとることが、その時期を失し及び下 地島空港管理事務所の責務である空港の安全 な運用及び管理が達成できなくなることから、 本件については地方自治法施行令第167条の 2第1項第5号に基づき随意契約にて契約を締 結した。	

土木建築部における随意契約の実績（令和4年度3／四半期分）

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
20	中部土木 事務所	R4小湾川災害 復旧工事 (令和3年災3 号)	令和4年 10月6日	35,090,000	株式会社 全沖産業	沖縄県浦添市牧港5丁目 6番8号	施行令167条 の2第1項第5 号	<p>本工事は浦添市仲西地内の小湾川における災害復旧工事である。</p> <p>【随意契約とする理由】 令和3年11月に一般競争入札方式にて工事の公告を行ったが、不調となった。その後、沖縄県建設業協会へ施工可能な業者の照会を行い、推薦のあった業者と随意契約を結んだが、令和3年度3月に工事続行不能届の提出があり、契約解除となった。</p> <p>上記より未だに災害に対する対応ができていない状況である。災害復旧を早期に行うため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)の規定により随意契約を行った。</p> <p>【業者選定の理由】 令和4年4月に再度沖縄県建設業協会へ災害復旧工事要請書を提出し業者の照会を行ったが、工事リスク等の存在における指摘があり、施工可能な業者がいないとの報告を受けた。工事リスク等に対応すべく工事の仕様書を変更し建設業協会と協議したが、同様に施工可能な業者はいないとの報告を受けた。</p> <p>施工可能な業者を探すべく、河川都市班の発注工事における受注実績がある複数の業者に対し打診を行ったところ、左記業者からのみ受注可能との連絡を受けた。以上の理由より左記業者との特命随契を行った。</p>	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
21	中部土木 事務所	仲順地すべり 対策工事 (R4-2)	令和4年 11月10日	16,500,000	有限会社 山城土木工事	沖縄県浦添市牧港1丁目 32番5号	施行令第167 条の2第1項5 号	<p>本工事は仲順地すべり防止区域における地すべり対策工事である。</p> <p>・随意契約の理由 本工事箇所は、平成30年度から令和2年度にかけて、斜面上部の擁壁、植生マット等を施行し、事業が概成したが、令和3年度に大雨等により斜面崩落が発生した。今年度行った「仲順地すべり対策工事(R3-2)」では、施行中に湧水の発生や、切土法面の崩壊が見られており、今後更に地すべりが進行すれば、擁壁や背後の民家に影響を与える懸念があるため、早急に対策を行う必要がある。そのため、「仲順地すべり対策工事(R4-1)」を指名競争入札(Cクラス)で発注したが、応札者がおらず、不調となった。</p> <p>以上より、早急に対策を行う必要があることから、「地方自治法施行令」第167条の2第1項第5号、及び「沖縄県随意契約ガイドライン」の5-(5)に基づき、随意契約を行った。</p> <p>・選定業者について 同箇所の別工事を実施していた「(有)山城土木工事」と、近隣で別工事を受注しており、現場への早期着手が可能な「(有)明生建設」を選定し、より低い価格で見積書提出があった左記業者と契約を行った。</p>	

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
22	中部土木 事務所	倉敷ダム上知 花警報局耐水 化工事	令和4年 11月21日	15,400,000	牧港建設 株式会社	沖縄県浦添市伊祖1丁目 21番2-201号	第167条の2 第1項8号	<p>当該工事は、県河川課作成ハザードマップにより、大洪水期に浸水被害が想定されることが判明した上知花警報局建屋を嵩上げ改築し、耐水化を図る工事である。</p> <p>【随意契約とする理由】 左記8号の規定(一般競争入札に付し、入札者がいないとき。R4.9.13開札の結果、応札者無し)</p> <p>【発注経緯・随契業者選定理由】 R3年度、同工事を指名競争入札に付したが、1者応札のため入札取止めとなった。指名業者にヒアリングした結果、技術者不足・利益率が低い等に理由が集約された。 R4年度、同工事を一般競争入札に付したが、R3年度に応札した1者を含め、応札者なしのため入札取止となった。R4年度発注の倉敷ダム艇庫建築工事の受注者である牧港建設(株)に相談したところ、本工事の受注にも意欲がある旨回答を得たので、見積徴取業者に選定し、同者と契約を行った。</p>	特命随意 契約

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
23	中部土木 事務所	川崎川河川整 備工事 (R4-2)	令和4年 11月28日	23,430,000	株式会社 長田組開発	沖縄県沖縄市松本三丁 目6番20号	第167条の2 第1項8号	<p>本工事は沖縄市登川地内の川崎川における浸水被害を防止するために暫定的な擁壁護岸を整備する工事である。</p> <p>【随意契約とする理由】 令和4年9月15日に「川崎川河川整備工事(R4)」として沖縄市及びうるま市のCランク業者すべてを対象に指名競争入札を行ったところ、5者の応札があったが、全者予定価格を超過していた。また、2回目の入札を行ったところ1者しか応札がなく、指名競争入札であったため入札不調となった。</p> <p>上記を受けて、令和4年10月20日に「川崎川河川整備工事(R4-2)」として、中部管内の沖縄市及びうるま市を除いたCランク業者すべてを対象に指名競争入札を行ったところ応札者がなかった。</p> <p>再度、業者ランクや地域要件の緩和、一般競争入札への移行等により競争入札を行った場合、年度内で標準工期を確保することが困難である。浸水被害対策を早期に行う必要があるため、地方自治法施行令167条の2第1項第8号(競争入札に付し、入札者がいないとき、又は再度の入札に落札者がいないとき)の規定により随意契約を行った。</p> <p>【業者選定の理由】 2度の指名競争入札で中部管内のCランク業者すべてを指名したことになるが、最後まで入札の意思を示した者が1者しかなく、その業者と随意契約を行った。</p>	特命随意 契約
24	中部土木 事務所	中部管内渋滞 調査業務委託 (R4)	令和4年 10月20日	13,860,000	中央建設コンサルタント・ 大日本コンサルタント共 同企業体	(株式会社 中央建設コン サルタント) 沖縄県浦添市宮城五丁 目12番11号  (大日本コンサルタント株 式会社 沖縄事務所) 沖縄県那覇市久茂地2- 2-2	第167条の2 第1項2号	簡易公募プロポーザル方式により広く公募を行ったところ1社から応募があり、提出された企画提案内容等を審査会において審査したところ、受注者として特定されたため、契約の相手方として選定した。	

土木建築部における随意契約の実績 (令和4年度3/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
25	中部土木 事務所	中部管内橋梁 定期点検支援 業務委託(R4)	令和4年 12月5日	2,992,000	公益財団法人 沖縄県建設技術センター	那覇市寄宮1-7-13	第167条の2 第1項2号	<p>本業務は、公益財団法人沖縄県建設技術センターが整備・管理している「OCTC公共施設情報管理システム」(以下OCTCシステムと呼ぶ)へ橋梁定期点検データを登録し、データベースの構築、維持管理、データ更新を行うことを目的として実施するものである。</p> <p>橋梁定期点検及び点検データ作成は別途発注の委託業務で行うが、点検業者毎にバラツキのある評価を一元的に照査し、OCTCシステムへ登録する前に適正化する作業も本業務で実施する。</p> <p>OCTCシステムは、県内の道路や河川等各公共施設の統合台帳であり、同システムを利用することで、本庁や各土木事務所と台帳を共有することができ、効率よく業務を行うことができるものである。</p> <p>公益財団法人沖縄県建設技術センターは、同システムに関する著作権・使用権を有しており、業務を円滑且つ適正に実施出来る唯一の機関である。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する競争入札に適さないものと判断し、公益財団法人沖縄県建設技術センターと随意契約を行った。</p>	特命随意 契約